二　変更に係る指定施業要件
（一）立木の伐採の方法　変更しない。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮崎県小林市真方字柞別府六五三五の五、六五三五の一九、六五三五の乙
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和四十一年二月八日農林省告示第百三十四号、昭和四十二年三月二十五日農林省告示第四百五十七号、昭和四十二年五月四日農林省告示第六百七十一号、昭和四十三年十一月十三日農林省告示第千八百二号、昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和五十一年一月十九日農林省告示第五十二号、昭和五十六年十一月十二日農林水産省告示第千七百三十一号、昭和五十八年二月十六日農林水産省告示第百七十一号、昭和五十八年四月三十日農林水産省告示第五百四十九号、昭和五十八年七月八日農林水産省告示第千百四十三号、昭和五十九年九月十四日農林水産省告示第千九百五十六号、昭和六十年二月九日農林水産省告示第二百三十八号、昭和六十年五月二日農林水産省告示第六百五十七号、昭和六十年十月十九日農林水産省告示第千五百九十四号、昭和六十一年十月二十四日農林水産省告示第千七百四十六号、昭和六十一年十月二十四日農林水産省告示第千七百六十号、昭和六十二年七月十一日農林水産省告示第八百五十六号、昭和六十三年七月二十八日農林水産省告示第千七十七号、平成二年四月十一日農林水産省告示第五百四十八号、平成二年十二月十九日農林水産省告示第千六百八号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成三年三月十八日農林水産省告示第三百三十九号、平成三年七月八日農林水産省告示第九百三十号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十三号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百七十号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十三号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十四号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十六号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百三十八号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百四十三号、平成九年五月二十日農林水産省告示第八百三十六号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十二号、平成十年七月三十一日農林水産省告示第千百二十四号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十三号、平成十一年三月九日農林水産省告示第四百十四号、平成十一年三月九日農林水産省告示第四百十五号、平成十一年三月九日農林水産省告示第四百三十三号、平成十一年十一月二日農林水産省告示第千四百七十号、平成十二年二月十五日農林水産省告示第二百十五号、平成十二年六月七日農林水産省告示第七百九十号、平成十三年七月二十六日農林水産省告示第九百二十一号

二　変更に係る指定施業要件
（一）立木の伐採の方法　変更しない。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮崎県宮崎市田野町権現谷乙一〇一二の六、乙一〇一二の一七、乙一一三〇の五
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和四十一年二月八日農林省告示第百三十四号、昭和四十三年十一月十三日農林省告示第千八百二号、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百六十一号、昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号、昭和五十八年四月三十日農林水産省告示第五百四十九号、昭和五十八年八月十二日農林水産省告示第千四百二十三号、昭和五十九年一月二十七日農林水産省告示第二百七十一号、昭和五十九年四月二十八日農林水産省告示第八百五十七号、昭和六十年二月九日農林水産省告示第二百三十八号、昭和六十年五月二日農林水産省告示第六百五十七号、昭和六十年十月十九日農林水産省告示第千五百九十四号、昭和六十一年十月二十四日農林水産省告示第千七百四十六号、昭和六十一年十月二十四日農林水産省告示第千七百六十号、昭和六十三年四月十九日農林水産省告示第五百一号、昭和六十三年七月二十八日農林水産省告示第千七十七号、平成二年四月十一日農林水産省告示第五百四十八号、平成三年三月五日農林水産省告示第二百八十号、平成三年三月十八日農林水産省告示第三百三十九号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十三号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十四号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十六号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百十一号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百三十八号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百四十三号、平成九年五月二十日農林水産省告示第八百三十六号、平成十年七月三十一日農林水産省告示第千百二十三号、平成十年七月三十一日農林水産省告示第千百二十四号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十二号、平成十年九月十七日農林水産省告示第千四百七十三号、平成十一年三月九日農林水産省告示第四百十四号、平成十二年二月十五日農林水産省告示第二百十五号、平成十三年八月二十三日農林水産省告示第千百十一号、平成十四年三月十三日農林水産省告示第六百六十号

二　変更に係る指定施業要件
（一）立木の伐採の方法　変更しない。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）